

関市公金の管理及び運用に関する基準

関市公金の管理運用に関する基準を次のとおり定める。

この基準は、地方自治法、地方財政法、関市会計規則及び関市の各基金条例に定めるものを除くほか、本基準の定めるところによる。

(定義)

第1条 この基準において「公金」とは、歳計現金、歳入歳出外現金、基金（財産区積立金を含む。）及び一時借入金をいう。

(歳計現金の管理及び運用)

第2条 歳計現金は、支払いに対応する準備金であることから、各課等から翌月の収支予定表を提出させることにより、資金の需給を把握する。

2 会計管理者は、支払資金の状況により5億円以上の一時的な資金余裕が出たときは、1億円単位の適当な金額を定期預金または債券により運用することができる。この場合において、定期預金で運用する金額は債務との相殺が可能な範囲とし、債券での運用は関市債券運用指針を遵守する。金額及び期間は会計管理者がその都度定める。

3 前項の定期預金は、あらかじめ市長と協議の上、収納代理金融機関等の指定金融機関以外の金融機関に預入することができる。

(歳入歳出外現金の管理及び運用)

第3条 歳入歳出外現金の管理及び運用は、歳計現金の例による。

(基金の管理及び運用)

第4条 各種基金の資金は、原則として、指定金融機関の普通預金（決済形）口座において管理する。この場合において、会計管理者が必要と認めるときは、各種基金を一括して一つの口座で管理することができる。

2 歳計現金への一時繰替金として使用する予定のない資金は、1億円以上の適当な金額を定期預金、債券で運用することができる。

3 前項の定期預金は、原則として債務との相殺が可能な範囲とし、期間、利回り、金額等の点で債券での運用が有利と判断されるときは、債券で運用することができる。

4 会計管理者は、債券運用を行うときは、関市債券運用指針を遵守する。

5 会計管理者は、定期預金で運用を行う場合は、市が現に縁故債等の借入れを行っている金融機関を優先に利率の引合いをし、より有利な運用に努めるものとする。ただし、他の金融機関に預金受入れの意思がある場合は、市の制度融資や公金取扱業務の状況等を見て、市長と協議の上預入することができる。

(一時借入金の管理)

第5条 一時借入金は、歳計現金として管理する。

(公金預入の中止)

第6条 会計管理者は、公金の預入をしようとする金融機関が次の各号の一に該当した場合は、預入をしない。

- (1) 自己資本比率について、都市銀行にあつては8パーセント、地方銀行、第二地方銀行、信用金庫、農業協同組合、信用組合及び労働金庫にあつては4パーセントをそれぞれ下回ることとなった場合
- (2) 格付け機関による格付けが公表されている金融機関にあつては、長期債の格付けが投資適格等級でなくなること。
- (3) 関市の公金取扱業務において事故等が発生した場合に、誠意ある対応がなされない場合
- (4) 別表に掲げる金融機関参照経営指標等の業務内容が他の金融機関に比して、著しく内容が劣り、又はその改善がみられない場合
- (5) 前4号のほか会計管理者の求めた事項に対して、明確な説明が得られない場合

2 金融機関が公金の運用期間中に前項に抵触したときは、会計管理者は速やかに預入を中止し、元金の保全を図るものとする。ただし、預入について当該金融機関と当座借越契約が締結してある場合は、必要な期間市長が預入額相当額の借入れを行うことにより、元金の保全を図るものとする。

(企業会計への準用)

第7条 この基準は、関市水道及び下水道事業会計の公金管理について準用する。

附 則

この基準は、平成13年12月20日から施行する。

附 則

この基準は、平成17年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和3年3月1日から施行する。

別表（第6条関係） 金融機関参照経営指標

- ① 健全性分析（運用資産に対する資本等の比率により、資産の安全性をみるもの）
 - ・自己資本比率
 - ・不良債権比率
 - ・業種別貸出金比率
- ② 収益性分析（収益性をみるもの）
 - ・総資産業務純益率
 - ・総資産経常利益率
 - ・株主資本利益率
 - ・経費率
 - ・預貸金利鞘
- ③ 流動性分析（貸借対照表の資産・負債各項目の流動性（換金性）をみるもの）
 - ・流動性資産比率
 - ・預金量の推移